

# 消防用設備等の非常電源となる自家発電設備の点検には負荷運転が必要です！

～建物関係者のみなさまへ～



自家発電設備は消防用設備等と同様に消防法第17条の3の3の規定により定期的な点検及び消防署への報告が義務付けられており、1年に1回の総合点検時において負荷運転の実施が求められています。

## 【負荷運転の目的】

負荷運転は、自家発電設備を稼働させ、自家発電設備に異音や漏油等の異状がみられないか確認するとともに、排出系統内の未燃燃料を除去するためです。

## 【負荷運転の方法】

- ・実負荷運転・・・建物に設置されている消防用設備等の負荷設備に対して自家発電設備から電力を供給し、運転状況を確認する方法
  - ・擬似負荷運転・・・自家発電設備に湿式・乾式等の擬似負荷装置を接続して、運転状況を確認する方法
- ※擬似負荷装置とは、自家発電設備の負荷運転を実施する際に実負荷の代わりに使用する負荷抵抗装置。

## 消防用設備等の点検基準【昭和50年消防庁告示第14号(抜粋)】

総合点検⇒負荷運転

- ア 運転状況・・・漏油、異臭、不規則音、異状な振動、発熱等がなく運転が正常であること。
- イ 換気・・・・・・給気及び排気の状態が適正であること。

## 【お問合せ先】

詳細については、管轄消防署(括弧内が管轄)へお問合せください。

- 熊本市消防局予防部指導課 Tel.096-363-2249
- 熊本市南消防署(南区) Tel.096-212-0303
- 熊本市中央消防署(中央区※1) Tel.096-364-2894
- 熊本市北消防署(北区) Tel.096-327-2020
- 熊本市東消防署(東区) Tel.096-367-6315
- 熊本市益城西原消防署(益城町・西原村) Tel.096-286-2298
- 熊本市西消防署(西区・中央区※2) Tel.096-353-5028

※1中央区(西署の管轄を除く。) ※2西区,中央区(一新・慶徳・五福・向山校区)

【点検業者に関するお問合せ先】 ○ 一般社団法人 熊本県消防設備協会 Tel.096-371-1454

熊本市消防局

検索

